

かわしん個人インターネットバンキング利用規定

第1条 かわしん個人インターネットバンキング取引

1. かわしん個人インターネットバンキングとは

かわしん個人インターネットバンキング（以下、「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下、「お客さま」といいます。）からのパーソナルコンピュータ、スマートフォン・本サービス対応携帯電話機等（以下、「端末」といいます。）を用いた依頼に基づき、振込・振替、口座情報の照会、税金・各種料金の払込み等の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引を、お客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

2. 利用資格者

本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客さまを、本サービスの利用資格者とします。

また、お客さまは、お客さまの安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID（利用者番号）または各種パスワードの不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客さまと当金庫との契約（以下、「本契約」といいます。）は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

4. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限ります。

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

5. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。

6. 手数料等

(1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下、「基本手数料」といいます。）をお支払いいただく場合があります。

この場合、当金庫は、基本手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客さまが利用申込書または当金庫所定の方法により届出を受けた「代表口座」から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。

なお、当金庫は、基本手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類に限るものとします。

(2) 前号の本サービスの基本手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。

なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

お客さまが本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客さまの次項以下に定める番号等（以下、「番号等」といいます。）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客さま本人の認証を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組み合わせは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとします。

- (1) 契約者ID（利用者番号）
- (2) 初回ログイン用パスワード
- (3) ログインパスワード
- (4) 確認用パスワード

2. 初回ログイン用パスワードの届出

初回ログイン用パスワードは、お客さまが指定するものとし、お客さまから当金庫所定の書面により当金庫に届け出るものとします。

3. お客様カードの送付

当金庫は、契約者ID（利用者番号）および確認用パスワードを記載した「お客様カード」を、お客さまの届出住所あてに郵送するものとします。

4. ログインパスワードの変更

お客さまは、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを変更します。

なお、ログインパスワード変更時における本人確認方法は、次に定めるとおりとします。

- (1) お客さまが指定した初回ログイン用パスワードおよびお客様カードに記載された契約者ID（利用者番号）を端末からお客さま自身が入力します。
- (2) 当金庫は、お客さまが入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一致により、本人であることを確認します。

5. 本人確認手続

- (1) 取引きの本人確認および依頼内容の確認

お客さまの取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。

- ① ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等を端末の画面上でお客さま自身が入力します。
- ② 当金庫は、お客さまが入力された各内容と当金庫に登録されているログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。
 - a. お客さまの有効な意思による申込みであること
 - b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること

- (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引きを実施した場合は、「ログインパスワード」、「契約者ID（利用者番号）」、「確認用パスワード」等につき不正使用、誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

ただし、「ログインパスワード」、「契約者ID（利用者番号）」、「確認用パスワード」等の盗取等により不正に行われた資金移動等の損害である場合、個人のお客さまは、第14条の定めに従い補償を請求できるものとします。

6. お客様カードの取扱い

- (1) 「お客様カード」は、お客さまご本人が保管してください。第三者への譲渡・貸与はできません。当金庫から請求があった場合は、お客さまは、すみやかに「お客様カード」を返却するものとします。

- (2) お客さまが「お客様カード」を紛失・盗難などで失った場合には、取引きの安全性を確保するため、すみやかにお客さまご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続を行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。当金庫はこの届出に基づく所定の手続の完了前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、責任を負いません。

なお、「お客様カード」の再発行はできませんので、当金庫所定の手続を行い、新しい「お客様カード」を発行します。（契約者ID（利用者番号）、確認用パスワードが変更となります。）

7. パスワード等の管理

- (1) 各種パスワードは、お客さま自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続を行ってください。

- (2) 各種パスワードにつき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。

- (3) 本サービスの利用について、誤ったパスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、再開手続は当金庫に連絡のうえ、所定の手続を行ってください。

第3条 取引きの依頼

1. サービス利用口座の届出

- (1) お客さまは、本サービスで利用する当金庫本支店で開設している口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫宛に届け出てください。当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。

ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

- (2) サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。

- (3) 前各号に基づく届出または変更にかかるサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客さま本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

2. 取引きの依頼方法

本サービスによる取引きの依頼は、第2条に基づく本人確認が終了後、お客さまが取引きに必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引きを実施します。

3. 取引依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引きの依頼を受け付けた場合、お客さまに依頼内容を確認しますので、お客さまはその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引きで必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消し、変更はできないものとします。

第4条 ご利用限度額

1回あたりおよび1日あたりのご利用限度額は、申込時または変更時にお客さまが設定した金額とします。

なお、1日あたりのご利用限度額の基準時は、毎日日本時間午前0時とします。

ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第5条 資金移動

1. 取引きの内容

(1) 本サービスによる取引きの内容は、お客さまからの端末による依頼に基づき、お客さまの指定した日（以下、「振込指定日」といいます。）に、お客さまの指定する本サービス利用口座（以下、「支払指定口座」といいます。）からお客さまの指定する金額を引落しのうえ、お客さまの指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）宛に振込依頼を発信し、または振替えの処理を行う取引きをいいます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。

なお、振込みの受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をお支払いいただきます。

(2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込み」として取り扱います。支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内で、同一名義の場合は、「振替え」として取り扱います。

(3) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額、振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込みまたは振替えの手続をします。

(4) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。

(5) 次の各号に該当する場合、振込みおよび振替えはできません。

① 振込または振替時に、振込金額、振込手数料および消費税の合計金額または振替金額が、支払指定口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき

② 支払指定口座が解約済のとき

③ お客さまから支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続を行ったとき

④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき

⑤ 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき

⑥ その他、振込みおよび振替えができないと当金庫が認める事由があるとき

(6) 振替えにおいて、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

なお、振込みにおいて、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

2. 振込指定日

振込みまたは振替え依頼の発信は、原則としてお客さまが指定された振込指定日に実施し、指定がない場合には、依頼日当日を振込指定日とします。

なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引きの依頼内容の確定時点で即時に振込みまたは振替えを行います。ただし、入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込みまたは振替えができない場合があります。

3. 依頼内容の変更・組戻し

(1) 振込取引において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において、次の①および②の訂正の手続により取り扱います。

ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻手続により取り扱います。

① 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店の窓口において次の組戻手続により取り扱います。

① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③ 組戻された振込資金は、組戻依頼書に記入された支払指定口座に入金します。

(3) 前号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。

この場合には、お客さまと受取人との間で協議してください。

- (4) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影（または署名）と届出の印鑑（または署名鑑）とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後に依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。
- (6) 本項に定める依頼内容の変更・組戻手続を行った場合、本条第1項第1号の振込手数料および消費税は返還しません。
- (7) 組戻し手続を行った場合は、当金庫所定の組戻手数料および消費税をお支払いいただきます。

第6条 照会サービス

1. 取引の内容

お客さまの指定するサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあったものに限りです。

2. 照会後の取消し、変更

お客さまからの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消しを行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条 通知サービス

1. 取引の内容

お客さまがサービス利用口座として登録された口座について入出金取引等が発生した場合には、お客さまの指定するメールアドレスに電子メールを送信し、取引の連絡をします。

2. 送信の遅延・不達

通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となる恐れがありますので、お客さまは、必ず照会サービスにより取引内容を確認してください。

なお、照会サービスを利用しないことにより生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第8条 税金・各種料金払込みサービス

1. 取引の内容

(1) 税金・各種料金払込みサービス（以下、「料金払込みサービス」といいます。）とは、当金庫所定の収納機関（以下、「収納機関」といいます。）に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引き落とし、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払い込むことができるサービスをいいます。

(2) 料金払込みサービス1回あたりおよび1日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

(3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条（資金移動）における振込みと同様の取扱いとします。

(4) 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。

(5) 当金庫は、お客さまに払込みにかかる領収書を発行しません。

(6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接問い合わせてください。

(7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。

なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

2. 利用の停止・取消し等

(1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。

料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続を行ってください。

(2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。

(3) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた払込みについて、取消しとなる場合があります。

第9条 資金移動ロック取引

1. 取引の内容

(1) お客さまからの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータ、スマートフォンを用いた資金移動等の利用を停止し、または停止を解除することができます。

(2) 本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータ、スマートフォンを用いた「資金移動」と「税金・各種料金払込みサービス」（以下あわせて、「停止対象取引」といいます。）の利用を停止します。

(3) 本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、停止対象取引の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または停止対象取引を完了することにより、自動的に停止状態に設定し、停止対象取引の利用を停止します。

2. 障害時の対応

通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、停止対象取引を利

用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断により「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。

第10条 届出事項の変更等

本サービスにかかる印鑑を失ったとき、または、印鑑、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。

この届出の前に生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

第11条 取引きの記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第12条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などにより利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前に確認してください。

第13条 免責事項等

1. 免責事項

次のいずれかの事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

2. 通信経路における安全対策

お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、お客さまの責任において確保してください。

当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引きが成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

4. 郵送上の事故

当金庫が発行した「お客様カード」が郵送上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます。）が「お客様カード」の裏面に記載された「確認用パスワード」を知り得たとしても、そのために生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。

第14条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等

1. 補償の要件

ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客さまは当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (1) お客さまが本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること
- (2) 当金庫の調査に対し、お客さまから十分なお説明をいただいていること
- (3) お客さまが警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること

2. 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客さまに故意、または過失がある場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償しない場合があります。

3. 適用の制限

前項の定めは、本条第1項にかかる当金庫への通知が、ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 補償の制限

本条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償しません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、次のいずれかに該当する場合イ. お客さまの配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合

ロ. お客さまが、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

5. 既に払戻し等を受けている場合の取扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客さまが当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6. 当金庫が補償を行った場合の取扱い

当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客さまの預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第15条 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客さまに対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合には、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第16条 解約等

1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。

なお、お客さまからの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。

3. サービスの利用口座の解約

サービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対するサービスは解約されたものとみなします。

4. サービスの強制解約

お客さまが、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、お客さまに事前通知することなく、本契約を解約することができるものとします。

① 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合

② 当金庫に支払うべき基本手数料その他の諸手数料の支払が遅延した場合

③ 当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合

④ 「お客様カード」が不着等で返戻された場合

⑤ 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客さまの所在が不明となった場合

⑥ 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申し立てがあったとき

⑦ 相続の開始があったとき

⑧ 各種パスワードの不正使用があったとき、または、本サービスを不正利用したとき

⑨ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

⑩ 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき

5. 解約後の処理

本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客さまのお客様カード、契約者ID（利用者番号）、各種パスワード等はすべて無効となります。

6. お客さまによる取引の中止

お客さまは、本サービスの取扱時間中において、本サービスを中止（以下、「IB取引中止」といいます。）することができます。

IB取引中止をした場合は次のとおり取り扱います。

なお、IB取引中止は、本サービスの利用を一時的に中止するものであり、本契約自体は効力を失わないものとします。

(1) IB取引中止後は、お客さまは本サービスにログインすることができません。これにより、本サービスの全部が利用できなくなります。

(2) 本サービスを再開する場合は、お客さまは当金庫に連絡のうえ、所定の手続を行ってください。

(3) IB取引中止をした時点で処理が完了していない取引の依頼がある場合は、当金庫所定の方法により取り扱うものとします。

第17条 通知等の連絡先

当金庫は、お客さまに対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がお客さまの連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 18 条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特に、お客さままたは当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第 19 条 機密保持

お客さまは、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第 20 条 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 21 条 譲渡・質入・貸与の禁止

本取引に基づくお客さまの権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。

第 22 条 サービスの終了

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

第 23 条 規定等の準用

本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。

第 24 条 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上